

佐賀県山村振興基本方針

令和3年3月

佐賀県

目 次

I. 地域の概況

- 1 振興山村の概要
- 2 自然条件
- 3 社会的・経済的条件

II. 現状と課題

- 1 山村振興対策の実施状況
- 2 山村振興の現状と課題

III. 振興の基本方針及び振興施策

- 1 振興の基本方針
 - (1) 交通施策に関する基本的事項
 - (2) 情報通信施策に関する基本的事項
 - (3) 産業基盤施策に関する基本的事項
 - (4) 経営近代化施策に関する基本的事項
 - (5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
 - (6) 文教施策に関する基本的事項
 - (7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項
 - (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項
 - (9) 集落整備施策に関する基本的事項
 - (10) 国土保全施策に関する基本的事項
 - (11) 交流施策に関する基本的事項
 - (12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
 - (13) 担い手施策に関する基本的事項
 - (14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
 - (15) その他施策

IV. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

山村振興基本方針書

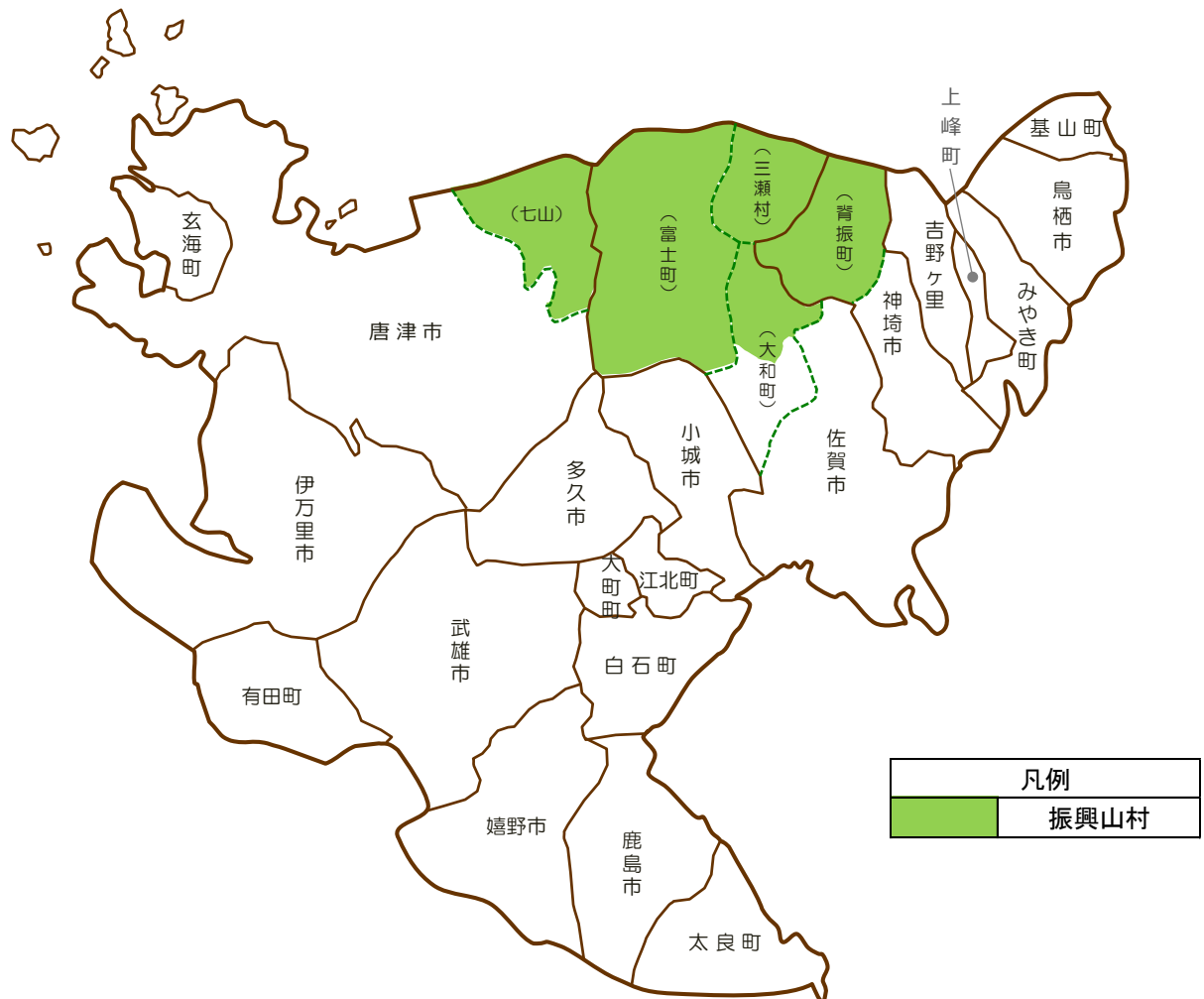
都道府県名	佐賀県
作成年度	令和2年度

I. 地域の概況

1 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された市町は、佐賀市（大和町のうち旧松梅村、富士町、三瀬村）、唐津市（七山）、神埼市（脊振町）となっている。

図1 振興山村エリア



2 自然条件

本県の振興山村は、県北部に位置し、福岡県と隣接する天山・脊振山系の標高 50m～1,000m に及ぶ山間丘陵地帯にあり、佐賀平野の主要河川である嘉瀬川、城原川及び玄海灘に面した玉島川の水源地域となっている。その面積は 334 ㎢で、県土 2,440 ㎢の 13.7% を占めている。

地理的には、福岡県境と接する位置にあり、佐賀市、唐津市及び福岡市の中心市街地まで 30km 程度の距離にあり、都市との交流や市場面等での有利性がある。

気象条件は、県内でも冷涼多雨な地域となっており、冬場は降雪もある。

土壌は、花崗岩を母岩とした砂土及び砂壤土からなり、全体的に地味肥沃であるが、地形は極めて複雑である。

耕地は、河川沿いの一部の水田を除き、狭小な段状の棚田、谷地田が散在し、畑地は、山腹台地に点在している。

3 社会的・経済的条件

(1) 人口の動向

平成 27 年の国勢調査による振興山村の人口は、10,054 人で、本県人口 832,832 人の約 1.2%を占めている。

平成 17 年国勢調査からの人口の推移をみると、県全体の人口は平成 17 年 866,369 人から平成 27 年 832,832 人（▲3.9%）であるのに対し、振興山村の人口は平成 17 年 12,132 人から平成 27 年 10,054 人（▲17.1%）と県全体の減少幅に比べて大きく減少した。

また、年齢階層別人口でみると、64 才以下の年齢層は減少しているが、65 才以上は横這いとなっており、若年層の流出や少子高齢化の進行を裏付けている。

表 1 年齢階層別人口の動向

(単位：人)

	区分 (歳)	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減率 (H17→ H27)	平成 27 年 各区分構 成比
振 興 山 村	0 ～ 14	1,508	1,270	1,098	▲27.2%	10.9%
	15 ～ 29	1,713	1,397	1,012	▲40.9%	10.1%
	30 ～ 44	1,582	1,403	1,364	▲13.8%	13.6%
	45 ～ 64	3,464	3,306	2,708	▲21.8%	26.9%
	65 ～	3,865	3,767	3,869	0.1%	38.5%
	計	12,132	11,143	10,054	▲17.1%	
佐 賀 県	0 ～ 14	131,969	123,447	116,122	▲12.0%	13.9%
	15 ～ 29	146,412	128,879	116,787	▲20.2%	14.0%
	30 ～ 44	152,931	151,982	148,895	▲2.6%	17.9%
	45 ～ 64	238,521	235,345	217,337	▲8.9%	26.1%
	65 ～	196,108	208,096	229,335	16.9%	27.5%
	計	866,369	849,788	832,832	▲3.9%	

出典：国勢調査（※計は年齢不詳の人数を含む）

(2) 産業の動向

本県の就業人口については、平成 17 年から平成 27 年の間で、県全体で 2.8%の減少となっているが、振興山村においては、少子高齢化や若年層の流出などによる人口の減少が進み、就業者人口は 17.0%の減少となっている。

産業別では、県全体で第 3 次産業の割合が増加傾向にあり、平成 27 年には 65.0%と高く、第 1 次産業の割合は減少し、8.4%となっている。

一方、振興山村においては、第 1 次産業の割合は減少しているものの、29.1%となっており、県全体の 8.4%と比較して高く、振興山村における基幹産業としての役割は大きい。

表 2 産業別就業人口

(単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業
H17 年 (構成比)	6,480	1,979 (30.5%)	1,170 (18.1%)	3,331 (51.2%)	421,879	47,305 (11.2%)	105,743 (25.1%)	267,042 (63.3%)
H22 年 (構成比)	5,891	1,765 (30.0%)	1,054 (17.9%)	3,028 (51.4%)	409,277	37,838 (9.2%)	96,188 (23.5%)	262,820 (64.2%)
H27 年 (構成比)	5,376	1,565 (29.1%)	977 (18.2%)	2,751 (51.2%)	410,237	34,634 (8.4%)	96,255 (23.5%)	266,782 (65.0%)

出典：国勢調査（※全体は分類不能の職業を含む）

II. 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況

山村振興対策については、昭和 40 年に施行された山村振興法に基づき、これまでに第一期山村振興対策から第六期山村振興対策に至るまで、約 50 年にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等の各施策が実施されてきた。

この結果、振興山村において、

- ・主要な産業である農林業において、生産基盤、近代化施設の整備による労働生産性、土地生産性の向上
- ・道路及び社会生活環境の整備に伴い、日常生活が近代化され、地域の連携・連帯の強化
- ・山村の重要性の地域住民への理解情勢

が図られるなど、山村の振興に寄与してきたところである。

2 山村振興の現状と課題

〔現状〕

山村地域は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の維持などの多面的な役割を有しており、県民生活の安定に寄与している。

しかしながら、山村地域では、若年層を中心とした人口の流出や少子高齢化の進行、地域経済の低迷など、これまでも増して厳しいものとなっている。加えて、農林業の担手の減少や高齢化が平坦地域以上に進行している。

〔課題〕

地域の活力の維持・向上のためには、産業の振興や若年者定住を推進するとともに、福岡県等都市部からの移住・定住を促進し、地元の高齢者の知恵や経験、技能などを受け継ぎながら、住民が生き生きと活躍できる環境づくりを進めていく必要がある。

また、振興山村の集落や産地においては、様々な課題が複雑に絡み合っていることから、それぞれの地域において、現状抱えている課題や今後の展望について、地域ぐるみの話し合いを進めながら、課題の解決や地域で描いたビジョンの実現に向けた取組を実践していく必要がある。

III. 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

本県の振興山村は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や水源のかん養といった公益的機能を果たしながら、平野部の暮らしも支えている。

しかしながら、少子高齢化の進行や若年層を中心とした人口の流出、農林業の担い手の減少が、集落機能や振興山村の活力の低下を招いている状況である。

今後の山村振興に当たっては、平野部との産業基盤や生活環境基盤等の格差是正という面に加え、振興山村の多面的機能をアピールしながら、「山を守る」「山で営む」「山の魅力を伝える」の3つの視点を持って、未来につなぐ取組を推進するため、以下の基本的事項を実施する。

（１）交通施策に関する基本的事項

振興山村は、移動手段のほとんどを自動車交通に依存しており、道路網の整備は、生活・医療・産業振興等の面で極めて重要である。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本であるが、整備が必要な箇所が多く残っていることから、道路の改良を着実に取り組んでいく必要がある。

また、県内では道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多くあるため、災害時に人員や物資の輸送を行う緊急輸送道路について優先的に防災対策を行い、それ以外の道路についても、優先度の高い箇所から防災対策を行う。

併せて、地域の実情に応じて住民の移動手段の確保に取り組み、利用者の利便性の向上を図る。

【主要施策】

- ・道路改良率の向上

- ・道路防災対策の推進
- ・生活交通の維持・確保への支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

住民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するためには、山村地域においても情報通信基盤の整備・活用を行い、社会全体のデジタル化を進める必要がある。

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区の解消を掲げ、電気通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきた結果、県内において、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境の整備が進んできたところである。

しかし、固定系通信に限れば超高速ブロードバンド未整備の地区があり、携帯電話の通信環境についても、一部の地区が不感地区となっていること等から、引き続きデジタルデバイス対策に取り組む。

【主要施策】

- ・固定系超高速ブロードバンドの未整備地区の解消
- ・携帯電話不感地区の解消

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

担い手の減少や就業者の高齢化などによる農林業の活力低下により、山村が果たしている多面的機能の発揮が危ぶまれている。加えて、山村の農地は不整形な上に区画が狭小であるなど、平坦地域と比べて農業生産条件が厳しいことから、一定規模の区画での農地整備などにより農作業の効率化や安全性を高め、振興山村の基幹産業である農林業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、森林及び山村環境の整備を進める。

【主要施策】

- ・圃場等の整備促進
- ・農道及び林道の整備促進

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

① 農業

振興山村は、夏期冷涼な気候などの条件を活かし、良質な米をはじめ、果樹や畜産、高冷地野菜、花きなど、特色ある農畜産物の生産が行われるなど、本県農業において重要な位置

を占めている。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足が進展し、耕作放棄地の増加や鳥獣被害などが深刻化しているなどの課題がある。加えて、住民の方々が集まる機会が減少し、今後の方向性を話し合う場がほとんど見られない地域もある。

このため、振興山村の農業・農村の維持・発展に向け、それぞれの集落や産地において、関係機関との連携による地域での話し合いに基づく課題解決や、補助事業の活用などによる目標達成に向けた取組を推進する。

【主要施策】

- ・ 集落や産地等での話し合いによるビジョンづくり、産地計画策定の推進
- ・ ビジョンや産地計画の達成に向けた取組の推進
- ・ 中山間地域の特色を生かした農業の展開による所得向上

② 林業

振興山村における人工林は約 1 万 8 千 ha で、うち約 8 割が建築用材として利用可能な時期を迎えている。

しかし、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により森林への関心が薄れ、適切な森林資源の循環利用が行われていない状況である。

また、林業事業体の多くは、経営が安定せず計画的な森林整備や事業拡大が困難なことから林業生産活動を活性化し森林資源の循環利用を進めていく必要がある。

このため、森林所有者から委託を受け森林整備を行う林業事業体の経営基盤強化や多様な林業担い手の育成、森林施業の効率化に向けた取組及び県産木材の利用拡大の取組を推進する。

【主要施策】

- ・ 林業事業体の経営基盤の強化
- ・ 木材生産の低コスト化・省力化の推進
- ・ 県産木材の利用拡大の推進

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業における所得の確保と雇用の創出を目指して、本県産の優れた農産物等を活用した付加価値の高い加工品づくりと、その流通、販売に取り組む 6 次産業化の取組を支援する。

また、本県の振興山村は、奥まった地域でも幹線道路までの距離が比較的短く、また、都

市部にも近いという特徴があるため、農家レストラン、農泊の取組などの農村ビジネスの推進を図る。

【主要施策】

- ・ 農業者等の経営の多角化の推進
- ・ 農村ビジネスの成功事例の創出
- ・ 多様な消費者ニーズに対応できる農村ビジネス実践者の育成

（６）文教施策に関する基本的事項

振興山村を有する市町における令和元年５月現在の小中学校の学校数、児童・生徒数は小学校７校（本校７校、分校０校）４２１人、中学校６校２２９人となっている。

また、１校当たりの児童・生徒数は、小学校６０人、中学校３８人であり、県平均を大きく下回っており、小規模な学校が多い。

このため、教職員と児童・生徒のふれあいや個別指導の面における小規模校としての教育上の利点を生かすとともに、他の地域との格差が生じることのないよう、教育水準の維持及び地域の教育・文化活動の促進に取り組む。

また、森林資源などの自然環境を生かした教育活動の充実を図るため、省エネルギー、各種資源やエコ資材の活用等による地域環境に配慮した施設・設備の整備を促進し、豊かな自然環境との共生を図る。併せて、情報化、グローバル化が進展していく中で、教育の更なる質の向上に向け、小・中学校の各段階に応じた ICT の効果的な活用を図る。

【主要施策】

- ・ 情報教育のための設備整備
- ・ 環境等に配慮した施設・設備の整備

（７）社会、生活環境施策に関する基本的事項

① 污水处理施設の整備

振興山村を有する市町における污水处理施設（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）の人口普及率は、県全体に比べ低い状況にある。

このため、污水处理整備構想に基づき、計画的かつ効率的に污水处理整備を促進する。

【主要施策】

- ・ 污水处理施設の整備

② 水道施設の整備

水道の普及率は、年々向上しているが、振興山村を有する旧町村における令和元年度末の総人口に対する給水人口（飲料水供給施設を含む）の割合は 61.1%※で、県全体の 95.5% に比べ大きく下回っている。

このため、水道が普及していない地域については、各地域の立地条件に即した整備を促進する。※旧松梅村については佐賀市大和町全域で算出

【主要施策】

- ・簡易水道等の整備

③ 医療体制の整備

佐賀県保健医療計画に基づき、へき地において必要とされる医療の提供体制の確保を促進する。

【主要施策】

- ・医療従事者の確保の促進
- ・診療所の運営や施設・設備の整備の支援

④ 廃棄物処理施設の整備

単独で対応できない市町においては、一部事務組合で広域処理する体制が整備されており、今後も、広域処理施設の整備や分別収集など廃棄物の減量化や再資源化を進める。

【主要施策】

- ・廃棄物処理施設の整備（持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化）
- ・廃棄物の収集運搬体制の整備

⑤ 消防・救急施設の整備

広域市町圏等において、県内全域に常備消防体制が整備されており、今後も広域圏組合等の消防設備等整備計画と合わせて、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の車両及び救急・救助資機材等の整備を促進する。

また、各市町消防団員の確保を図るとともに、地域の実態に即して、消防ポンプ自動車等の車両や消防団拠点施設、消防団緊急伝達システム等の消防施設の整備及び耐震性貯水槽の設置等消防水利の確保対策を促進する。

【主要施策】

- ・ 消防施設等の整備
- ・ 消防団の活性化の促進
- ・ 消防水利の確保対策の推進

（８）高齢者福祉施策に関する基本的事項

今後、本県の高齢者（65 歳以上）人口は、2025 年にピークを迎え、高齢化は更に進展することが見込まれるため、全ての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活でき、元気に活躍できる社会づくりや自立支援を充実させることにより「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要である。

そのため、高齢者が元気に地域で生活・活躍できるよう、保険、医療、福祉の総合的なサービスを構築していく。高齢者の積極的な社会参加を推進するとともに、市町の介護予防事業を支援し、介護保険サービスや生活支援サービスの充実や認知症とその家族を支える体制づくりや医療的な支援を推進する。

【主要施策】

- ・ 高齢者の積極的な社会参加の推進
- ・ 要介護高齢者等を支える介護サービス及び生活サービスの充実
- ・ 認知症の人とその家族を支える体制づくりと医療的な支援の促進
- ・ 医療と介護の連携による切れ目ないサービスが提供される体制の構築
- ・ 総合的かつ計画的な介護人材の確保

（９）集落整備施策に関する基本的事項

集落は、地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能、農林地や美しい景観等地域固有の資源、伝承されてきた伝統芸能・文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしている。

しかしながら、振興山村においては、若年層の流出や高齢化の進行により集落機能を維持していくことが困難な地域が多く見られる。

このため、地域住民に長く住み続けてもらうための対策として、集落規模に応じて文化施設、保健・福祉施設、生活環境施設等を効率的に配置し、地域住民の生活の拠点となる基幹集落の環境整備を推進する。

また、若年層を中心とした人口流出の防止と、都市等から転入する UJI ターン者を受け入

れるための若者等のニーズにあった魅力ある住環境や水処理施設等の整備を図るとともに、美しい景観の整備を図り個性豊かな地域社会の形成に努める。

【主要施策】

- ・快適で潤いのある農村環境づくり（農業集落排水施設、集落道等の整備）

（１０） 国土保全施策に関する基本的事項

① 治山対策の推進

振興山村の森林地帯は、脆弱な地質であり、集中豪雨等による自然災害が発生しやすい状況にあるため、山地災害危険地等における山地保全、保安林整備等の推進が必要である。

このため、山地災害発生危険性の高い地域においては、きめ細かな山地保全対策等に努めるとともに、機能の低下した保安林の回復のための森林整備を進める。

【主要施策】

- ・山地保全対策の推進
- ・保安林整備の推進
- ・生活環境の保全・形成のための森林整備の推進

② 治水対策の推進

近年、全国各地で集中豪雨等による洪水災害が多発化・激甚化しており、特に振興山村は、他の地域と比べ一般的に降雨量が多く河川の流れが急なため、洪水が発生しやすい地域特性があり、度々大きな水害等が発生している。

県民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策とソフト対策が一体となった治水対策を進める。

河川整備に当たっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める。また、県民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」、「必要性」、「効果」の観点から総合的に判断し、整備を行う。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組や、要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める。

今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、長寿命化計画に基づいた施設の延命化と機能確保のための適切な維持管理を行っていく。

治水対策を進めていくために、行政のみならず、県民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識することで防災意識の向上につなげる取組を行う。

【主要施策】

- ・「緊急性」、「必要性」、「効果」など総合的な判断による河川の整備と適正な維持管理
- ・防災に係る啓発の強化と、危機事象発生時の対処訓練の充実や県民自身の河川にかかわる機会の創出などによる県民の防災意識の向上や災害対応力の向上

③ 土砂災害防止対策の推進

近年、全国各地で集中豪雨等により、土砂災害による被害が全国的にも多発していることから、特に高齢化が進む振興山村での土砂災害防止対策が求められている。

県民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める。

土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」、「必要性」、「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組や、要配慮者利用施設等については、施設の管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある砂防設備等については、長寿命化計画に基づいた施設の延命化と機能確保のための適切な維持管理を行っていく。

【主要施策】

- ・「緊急性」、「必要性」、「効果」など総合的な判断による土砂災害防止施設の整備と適正な維持管理
- ・住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等における安全な避難行動につなげるための適切な土砂災害情報の提供と、県民の防災意識の向上

（１１） 交流施策に関する基本的事項

近年の社会経済環境の変化に伴い、いやし、快適性、自然回帰志向などを目的とした観光、レクリエーションや余暇活動に対するニーズが高まっている。

このような中、振興山村の活性化を図っていくためには、平坦部にはない夏期冷涼な気候等の地域特性や美しい自然、多彩な農林産物など豊富な地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどを推進していくことが重要である。

このため、人々が生きがい・自己実現を求めて新しい生活様式を充足する場として、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受入体制や交流拠点の整備等を進める。

また、自然志向の高まりの中、福岡都市圏等からの観光客が増加しており、豊かな自然、温泉、農作物などを利用し、付加価値の高いサービスの提供など保養地としての魅力向上を

図るなど、福岡都市圏との交流による観光産業の振興を進める。

このほか、山における暮らしや営みを持続可能にする今後の山の役割について、山間地に限らず、都市部や平地も含めたエリアや、様々な職種の人たちが集い、語り合う場を設け、ネットワークを構築し、未来へつなげる自発的な“山活※”の輪を広げる。

※山活：山での活動（山の資源を活かした取組。山の管理、体験学習、山の魅力発信 等）

【主要施策】

- ・自然を活かした観光地域づくり（グリーン・ツーリズム等）の推進
- ・「山のネットワーク構築事業」の推進

（１２） 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

① 森林の整備

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等を実施し、健全で災害に強い森林整備を進める。

また、木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林がみられることから、森林所有者、林業事業体、ＣＳＯ等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林づくりを進める。

【主要施策】

- ・森林所有者による間伐の促進
- ・佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備の推進
- ・県民と森林とのふれあいによる森林・林業・山村への理解情勢
- ・市町や関係団体、ＣＳＯとの連携、県民協働による森林づくりの推進

② 農用地の保全

振興山村は、急傾斜が多い上、農用地は不整形で区画が狭小であるなど農業生産条件が不利なため生産性が低いことや、イノシシ等による農作物被害の拡大などにより、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加が進んでいる。

今後は、担い手への農地の集積・集約及び農作業受託組織等の育成などの推進を図るとともに、農地の集積・集約に必要な耕作条件の整備、農業水利施設等の管理の効率化などを推進する。

また、「中山間地域等直接支払制度」等を活用して農業生産活動の維持・向上を図ることにより、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって多面的機能を維持していく。

【主要施策】

- ・担い手への農地集積・集約の促進
- ・農地集積・集約に向けた耕作条件の整備及び農業水利施設の再編整備
- ・優良農地の継承及び耕作放棄地の発生防止

（１３） 担い手施策に関する基本的事項

① 農業担い手の育成

振興山村は、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでおり、振興山村の多面的機能の発揮等に支障が生じることが懸念されている。

このようなことから、意欲的な農業担い手を一人でも多く確保するため、地域の特性を活かした「稼げる農業」を実践する経営体の育成や、「トレーニングファーム」などを活用しながら、新規学卒、ＵＩＪターン、定年退職者などの幅広いルートからの就農促進を図る。

また、個別の経営体だけでなく、地域で農業を支えていくことも不可欠であることから、集落営農法人や農作業受託組織など地域の農地や農作業の受け皿となる組織の設立や、地域の重要な担い手である女性の参画を推進する。

【主要施策】

- ・幅広いルートからの意欲ある人材の確保
- ・新規就農者の定着促進
- ・集落営農法人や農作業受託組織等の設立の推進
- ・高い経営力を持つ農業者等の育成
- ・女性農業者の積極的な農業経営への参画推進

② 林業担い手の育成

振興山村においては、過疎化や高齢化の進行に加えて、作業が危険を伴う山林であることなどの就業環境の特殊性等により林業担い手が減少しており、適切な森林の維持・管理が行われず荒廃森林の増加が懸念されている。

このようなことから、林業の担い手となる林業就業者の確保及び育成への取組を推進する。

また、森林の維持管理及び林業経営を安定的に持続できるよう、森林GIS※やGPS等を活用した施業の集積・集約化及び高性能林業機械の導入等を推進する。

さらには、地域の意欲的な林業研究グループ等の人材育成や後継者の確保を図る。

※森林GIS：森林の基本情報をデジタル処理し、図面や帳簿を一元管理するシステム

【主要施策】

- ・ 林業経営体の就業者の確保・育成の推進
- ・ 森林施業の効率化のための「スマート林業」の推進
- ・ 施業の安全及び労働負荷低減のための高性能林業機械化の推進

（１４） 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村は、有害鳥獣類による農作物被害が依然として発生しており、特に、イノシシによる農作物被害が農家の生産意欲の減退につながるなど、農家経営に大きな影響を及ぼしている。

イノシシによる農作物被害額は、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵等）の整備や捕獲活動の着実な実施等により減少傾向にあるものの、地域によっては深刻な被害が発生しているところもある。

また、アナグマ・アライグマなどの中型哺乳類及びカラスやサルなどの対策が難しい鳥獣の被害が依然として発生している。

有害鳥獣による農作物被害を減らすため、地域ぐるみでの「棲み分け」、「侵入防止」、「捕獲」の３つの対策を推進するとともに、捕獲対策の担い手の確保・育成に向けた取組を推進する。

【主要施策】

- ・ 地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進
- ・ 捕獲対策の担い手の確保・育成

（１５） その他施策

振興山村には、脊振北山県立自然公園、川上・金立県立自然公園、天山県立自然公園があり、森林、ダム、渓谷、湿原等優れた景観を有している。また、歴史的・文化的遺産や伝統工芸など貴重なものが数多く残されており、これらの地域資源を県民共有の財産として維持・保存に努めていく。

IV. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県における振興山村では、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定に基づく特定農山村地域の指定を受けており、また、大和町を除く振興山村では、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けている。

振興施策の実施に当たっては、県で定めている「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画、市町で定めている特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備計画等に留意し、各種施策の推進を図る。